

佐賀県電器商業組合会互助会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は全国電機商業組合連合会が運営する互助会規約に則り運営する。

第2条 佐賀県電器商業組合の組合員と商組事務局員および組合員の配偶者・後継者をもって互助会会員とし、会員の相互扶助を目的とする。

(事業)

第2条 本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

①会員死亡の場合の弔慰

第2章 給 付

(弔慰金)

第3条 会員が死亡した場合、その遺族に弔慰金として30,000円を支給する。

弔慰金は、理事長が葬祭に参列し持参する。

第3章 掛金その他

第4条 本会運営のため、会員は年間450円を会費として負担する。

(掛金の納入期間)

第5条 掛金は5月1日から翌年4月30日までの年間分を4月30日までに納入する。

新規加入者については、有資格となる前月の末日までに年間の掛金を納入する。

なお、脱会者については、期間中の掛金は返戻しない。

(掛金の納入方法)

第6条 掛金は、県組合が全国電機商業組合連合会に一括納入する。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は毎年5月1日にはじまり、翌年の4月30日に終るものとする。

(その他)

第8条 会員死亡の場合弔電を県組合負担で打電するものとする。